

資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設

1 ごみ焼却施設(環境整備課)

平成18年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼 形式	炉型式	建設工期 (年度)	運転開 始年月	余熱利用	
								温水	発電
1 甲府市	甲府市上町	甲府市 (笛吹市)(芦川村) (中道町) 1市(1市1町1村)	360	全連続	流動床	H.3~7	H7・9		
2 富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市 (西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	スト-カ 灰溶融	H.12~14	H14・2		
3 甲州市	甲州市塩山 三日市場	甲州市 1市 (休止H16.11.1~)	40	機械化 バッチ	スト-カ	H.4~5	H5・12		
4 山梨市	山梨市南	山梨市 1市	35	機械化 バッチ	スト-カ	S.58~59	S60・4		
5 山中湖村	南都留郡山 中湖村平野	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	スト-カ	H.元~2	H3・4		
6 上野原市	上野原市上 野原	上野原市 (小菅村)(丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 バッチ	スト-カ	H.7~9	H9・0		
7 峡南衛生組 合	南巨摩郡身 延町下田原	市川三郷町 早川町 身延町 3 町	30	機械化 バッチ	スト-カ	H.6~7	H8・4		
8 大月都留広 域事務組合	大月市初狩 町中初狩	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	104	全連続	スト-カ 灰溶融	H.12~14	H14・2		
9 東山梨環境 衛生組合	山梨市牧丘 町成沢	山梨市 笛吹市 甲州市 3市	25	機械化 バッチ	スト-カ	H.6~7	H8・4		
10 中巨摩地区 広域事務組 合	中央市一町 畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 市川三郷町 増穂町 鯉 沢町 3市4町	270	全連続	スト-カ	H.6~8	H9・2		
11 峡北広域行 政事務組合	韮崎市竜岡 町下篠南割	韮崎市 甲斐市 北杜市 3市	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	H.12~14	H14・2		

中央市の一部と鳴沢村は県外の民間焼却施設での処理

ごみ焼却施設一覧

2 粗大ごみ処理施設(環境整備課)

平成18年9月現在

設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別 数	建設工期 (年度)	備 考
1 甲府市	甲府市上町	甲府市 (笛吹市) 1市(1市)	100	5	H.3~5	びん類手選別ラ イン、缶類圧縮 機を併用
2 中巨摩地区 広域事務組 合	中巨摩郡玉 穂町 一町畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和 町 3市1町	40	4	S61~62	
3 富士河口湖 町	南都留郡富 士河口湖町 河口	富士河口湖町 1町	5	4	S62	

粗大ごみ処理施設一覧

3 リサイクルプラザ(環境整備課)

平成18年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働 年月	備 考
1	山中湖村	南都留郡山中湖村平野	山中湖村 1村	9	5	H.6～7	H7.4	びん類を手選別後、破砕し選別する
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市 1市	30	8	H.12～14	H15.4	びん類を手選別後、破砕し選別する
3	大月都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	31	5	H.12～14	H15.4	びん類を含め、破砕し選別する
4	峡北広域行政事務組合	韮崎市竜岡町下條南割	韮崎市 甲斐市 北杜市 3市	15	4	H.16～17	H18.4	不燃物を破砕し選別する

リサイクルプラザ一覧

4 ごみ燃料化施設(環境整備課)

平成18年9月現在

	設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	建設工期 (年度)	稼働年月	備 考
1	南部町	ごみ固形燃料化施設	南巨摩郡南部町万沢	南部町 1町	10	H9～10	H11.3	

ごみ燃料化施設一覧

5 し尿処理施設(環境整備課)

平成18年9月現在

NO	設置主体	施設所在地	構成市町村 ()は処理委託市町村	処理規模 (kl/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始年月	汚泥の処理
1	甲府市	甲府市小曲町	甲府市 (笛吹市) 1市(1市)	100	二段活性+高度処理	S61～63	H元.4	焼却
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市 (西桂町)(忍野村)(山中湖村) 1市(1町2村)	90	膜分離	H元～3	H4.4	焼却
3	甲州市	甲州市塩山千野	甲州市 1市	20	標準脱窒	H12～14	H15.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)
4	山梨市	山梨市南	山梨市 1市	45	二段活性	S56～57	S58.4	焼却
5	笛吹市	笛吹市石和町砂原	笛吹市 1市	40	消 化	S50～51	S52.3	脱水
6	南部町	南部町万沢	南部町 1町	19	標準脱窒+高度処理	H16～17	SH18.4	堆肥化(生ごみ50kg/日)
7	上野原市	上野原市上野原	上野原市 1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却
8	峡南衛生組合	身延町下田原	市川三郷町 早川町 身延町 3町	40	膜分離	S62～63	H元.4	焼却
9	三郡衛生組合	南アルプス市東南湖	南アルプス市 市川三郷町 増穂町 鯉沢町 1市3町	61	膜分離+高度処理	H9～11	H12.4	焼却+堆肥化
10	大月都留広域事務組合	都留市田野倉	都留市 大月市 (道志村) 2市(1村)	90	二段活性	S59～61	S61.12	焼却
11	青木ヶ原衛生センター	富士河口湖町精進青木ヶ原	富士河口湖町 鳴沢村 (山梨市)(甲州市)(笛吹市) 1町1村(3市)	50	嫌気性	S45～46	S46.12	脱水
12	中巨摩地区広域事務組合	中央市乙黒	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3～5	H5.10	焼却
13	北杜市	北杜市長坂町中丸	北杜市 1市	46	標準脱窒	H2～3	H4.4	焼却
14	峡北広域行政事務組合	韮崎市栄	韮崎市 甲斐市 北杜市 3市	72	好気性	S49～50	S51.3	脱水

し尿処理施設一覧表

資料3 自然公園等

1 自然公園(みどり自然課)

区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定				県土面積に対する比率(%)	摘要(ha)
			指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)		
国立公園	富士箱根伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢村、身延町	S11. 2. 1	36,742	23,431	13,311	8.2	特保 3,229
								第1種 2,065
								第2種 7,697
								第3種 10,440
	秩父多摩甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府市、北杜市、山梨市、甲州市、丹波山村、小菅村、甲斐市	S25. 7.10	46,834	24,452	22,382	10.5	特保 1,666
								第1種 3,557
								第2種 9,371
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)北杜市、南アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,285	18,285	-	4.1	特保 4,037
								第1種 2,293
計								
国定公園	八ヶ岳中信高原	(山梨、長野)北杜市	S39. 6. 1	4,088	4,088	-	0.9	特保 356
								第1種 36
								第2種 46
								第3種 3,650
計								
県立自然公園	四尾連湖	市川三郷町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、身延町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	-	3.3	第1種 113
								第2種 557
								第3種 14,171
計								
自然公園合計 (県土面積 446,537ha)				121,152	85,147	36,005	27.1	

自然公園一覧(平成18年3月)

2 自然環境保全地区(みどり自然課)

	名称	場所	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原、塩山下萩原、塩山牛奥、大月市大月町真木、大月市七保町瀬戸、奈良子、甲州市大和町初鹿野、田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
	三ツ峠山	都留市大幡		140		140
	御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸、南都留郡道志村		55	41	96
	七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久、北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
	黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
	七面山	南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町身延		147	51	198
	笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
	篠井山	南巨摩郡南部町成島、福士、楮根		74	19	93
	大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
	大平	北杜市白州町上教来石		15		15
	清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
	景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165	
小樽山		山梨市牧丘町北原		13		13
大滝不動尊		甲州市勝沼町菱山			40	40
竜門峡		甲州市大和町初鹿野、田野、木賊		18	48	66
戸川溪谷		南巨摩郡増穂町小室、平林		28	2	30
雨畑湖		南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
保川溪谷		南巨摩郡早川町保		9	61	70
早川溪谷		南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
福士川溪谷		南巨摩郡南部町福士			44	44
観音峠・茅ヶ岳		甲斐市上芦沢、北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
紅葉橋		北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
八ヶ岳川俣		北杜市大泉町西井出		132		132
歴史景観保全地区		塩の山	甲州市塩山上於曾			34
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12
	山梨岡	笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城	北杜市大泉町谷戸			6	6
自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91

自然環境保全地区一覧表(平成17年10月)

3 自然記念物(みどり自然課)

	名称	市町村	所有区分(ha)				
			国有地	県有地	民有地	計	
植物	三窪のレンゲツツジ及び生育地	甲州市		29.67		29.67	
	竹森のザゼンソウ	甲州市			1.11	1.11	
	三ツ峠の特殊植物	都留市、西桂町、富士河口湖町		794.67	57.86	852.53	
	苗敷山のモミ林	韮崎市			2.46	2.46	
	滝戸山のアオギリ林	甲府市		1.65		1.65	
	芦川のスズラン及び生育地	笛吹市			2.61	2.61	
	氷室神社のスギ林	増穂町			1.6	1.6	
	金沢山のハシドイ林	北杜市		4.91		4.91	
	七面山のゴヨウツツジ	早川町		8.12		8.12	
	新屋山神社の社そう	富士吉田市			0.52	0.52	
	嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	甲州市		0.73		0.73	
	川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14	
	宝鏡寺のヤマブキソウ及び生育地	都留市			0.14	0.14	
	滝戸山のシラカシ林	甲府市		0.65		0.65	
	畑熊のミスミソウ	中央市			0.06	0.06	
	早川橋のモクゲンジ林	身延町			0.12	0.12	
	一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29	
	佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06	
	西市森の暖帯林	南部町			0.05	0.05	
	木賊平のエゾリンドウ	北杜市		0.41		0.41	
	石尊神社のアカマツ並木	北杜市			0.55	0.55	
	大室のカワリ	道志村	350m*1			350m	
	円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11	
	富士川のサツキ及びシラン	南部町	0.72			0.72	
	石合のカタヒバ	南部町			0.2	0.2	
	古城山のシイ及びウラジロ	南部町			0.3	0.3	
	反木川上流のヨコグラノ木	身延町			0.007	0.007	
	櫛形山アヤマメ平及び裸山のアヤマメ群落	南アルプス市		11.33		11.33	
	動物	日野のオオムラサキ及び生息地	北杜市		0.59	0.92	1.51
		栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地	身延町	1,170m*2			1,170m
地質鉱物	牧丘の千貫岩	山梨市		0.07		0.07	
	曽根丘陵の植物化石及び硅藻化石	笛吹市			0.02	0.02	
	日陰山の枕状溶岩	甲府市		0.02		0.02	
	小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14	
	ホッチ峠のマンジュウ石	甲斐市			0.02	0.02	
	小袖の鍾乳洞	丹波山村			0.49	0.49	
	大島の灰長石	大月市			0.01	0.01	
	上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03	

自然記念物一覧表(平成17年3月)

*1 公有土地水面 *2 河川敷延長

4 やまなしの歴史文化公園(観光資源課)

公園名	市町村名	区域	面積ha	指定年月日
えんざん	塩山市	塩の山、清水寺、恵林寺、放光寺、向嶽寺等で囲まれた地域	約 327	S60.2.20
猿橋・岩殿	大月市	猿橋、岩殿山等を中心とする地域一帯	約 360	〃
武田の里	韮崎市	武田八幡神社、願成寺、新府城跡を中心とする地域一帯	約 975	〃
桃の里・甲斐いちのみや	一宮町	一宮浅間神社、甲斐国分寺跡、青楓美術館等を中心とする地域一帯	約 300	〃
若彦路の里	笛吹市	古道「若彦路」、銚子ヶ原等を中心とする地域一帯	約 450	〃
森とやすらぎの里・みのぶ・はやかわ	身延町,早川町	身延山久遠寺、南部氏館跡、民族資料館等を中心とする一帯と七面山参拝道の赤沢地区を中心とする地域一帯	約 900	〃
信玄堤	甲斐市	信玄堤の自然と歴史、慈照寺、山懸神社等を中心とした地域一帯	約 200	〃
オオムラサキの里	北杜市	オオムラサキの棲息地、清春美術館等を中心とした地域一帯	約 50	〃
武田の杜・甲府城跡	甲府市	武田氏館跡、円光院、大泉寺、長禅寺、法泉寺、深草観音、河尻塚、こどもの国、樹木見本園、鳥獣センタ -、健康の森等を中心とした一帯	約 3,500	S60.12.27
日下部の里	山梨市	清白寺、窪八幡神社、大嶽山、山梨岡神社、差出の磯、万力林、八日市場跡、石森山、千鳥湖、田安陣屋跡、大石山の奇石群等を中心とした地域一帯	約 500	〃
日川渓谷と武田の秘境	大和村	景德院、栖雲寺、氷川神社、竜王神社、鳥居畑古戦場、竜門峡、日川渓谷レジャ - センタ - 等を中心とした一帯	約 350	〃
御坂路	笛吹市	国衛、美和神社、熊野神社、松峯神社、姥塚、御坂城跡、鎌倉街道石畳等を中心とした地域一帯	約 1,000	〃
木喰のふる里	下部町	木喰上人作仏像及び遺品、四国堂、五智如来像、方外院千匹堂、下部温泉、ヤマメの里等を中心とした地域一帯	約 450	〃
南部氏の郷	南部町	南部氏館跡、南部氏供養塔、内船寺、妙浄寺、円蔵院等を中心とした地域一帯	約 140	〃
いずみの里	北杜市	道喜院、安楽寺、逸見神社、八ヶ岳神社、金生遺跡、谷戸城址、川俣渓谷、天女山等を中心とした地域一帯	約 750	〃
甲斐源氏の里	市川三郷町	青州堤押切刑場跡、平塩の岡、旧河内路沿いの石かん、古城山の砦跡、四尾連湖等を中心とした地域一帯	約2,000	S63.3.18
富士の里	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社、サン・パーク富士(御師の家、郷土資料館等)、パインズパーク、富士北麓公園等の吉田口登山道を中心とした地域一帯	約1,540	H1.2.17
つる	都留市	勝山城址、谷村陣屋、田原の滝、蒼竜峡、尾県郷土資料館等を中心とした地域一帯	約 296	〃
まきおか	山梨市	中牧神社、小田野山城跡、鍵懸の関跡、牧丘芸術村等を中心とする地域と乙女高原等を中心とした地域一帯	約4,008	〃
心のふるさと 境川	笛吹市	坊ヶ峯、聖応寺、金刀比羅神社、三椏熊野神社、一の沢遺跡、飯田龍太郎等を中心とした地域一帯	約1,100	〃
上九一色	上九一色村	富士山原生林、精進湖、本栖湖、築石、石罫、水泰寺釈迦堂、吉祥寺、耕念寺、城山城跡、カヤ葺き民家の集落等旧中道往還沿いの地域一帯	約 251	〃
みたまの里	市川三郷町	表門神社、大塚古墳群、一条氏館跡、薬王寺八ノ宮御座所、歌舞伎文化公園、芦川渓谷等を中心とした地域一帯	約1,470	〃
富士川舟運と河津の町・鯉沢	鯉沢村	鯉沢河津跡、角之倉の碑、口留番所跡、七面堂、蹴裂明神、大法師公園等を中心とした富士川沿いの地域一帯	約1,100	〃
のろしの里 すたま	北杜市	若神子城、旧津金学校、海岸寺、獅子吼城等を中心とした、「のろし台」ルート沿い、須玉川、塩川流域と佐久往還と小尾街道の沿線を軸とした地域	約5,020	S10.1.29
古代甲斐の里かすがい	笛吹市	山梨市との境に面し、JR中央線を挟んだ南北の地域 JR中央線の南に面し郷土館、熊野神社等を中心とする地域 JR中央線の北に面し立川不動尊から長谷寺方面へ北上する地域の3つの地域からなる。	約 442	S13.1.9

やまなしの歴史文化公園指定状況(平成17年10月)

資料4 温泉の状況

管轄地域振興局名	市町村名	温泉地名	源泉総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				主たる泉質名	
				自噴	動力	自噴	動力	25未満	25以上42未満	42以上	水蒸気及びガス		
峡中	甲府市	湯村	14	0	12	1	1	2	6	6	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉	
			99	31	32	20	16	17	62	20	0	単純温泉	
	南アルプス市	10	1	9	0	0	0	7	3	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉		
	甲斐市	19	3	11	3	2	3	12	4	0	ナトリウム-塩化物泉		
	中央市	11	8	1	2	0	1	5	5	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉		
	昭和町	11	2	6	2	1	0	4	7	0	単純温泉		
峡東	山梨市		30	4	13	9	4	9	17	4	0	単純温泉	
		春日居	13	5	5	3	0	0	8	5	0	単純温泉	
	笛吹市	石和	28	9	9	10	0	4	18	6	0	単純温泉	
			41	13	12	12	4	10	21	10	0	単純温泉	
	甲州市	塩山	2	0	1	0	1	1	1	0	0	硫化水素泉	
			12	3	5	3	1	2	6	4	0	アルカリ性単純温泉	
芦川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	アルカリ性単純温泉		
峡南	市川三郷町	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0	アルカリ性単純温泉	
	増穂町	3	3	0	0	0	0	2	1	0	0	ナトリウム-塩化物泉	
	鯉沢町	6	2	2	2	0	4	2	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物泉		
	早川町	17	11	5	1	0	7	2	8	0	単純硫黄冷鉱泉		
	身延町	下部	7	5	2	0	0	1	6	0	0	単純温泉	
			16	8	2	5	1	13	3	0	0	硫化水素泉	
南部町	8	1	3	3	1	3	4	1	0	0	アルカリ性単純温泉		
峡北	韮崎市	13	4	6	2	1	3	7	3	0	0	ナトリウム塩化物泉	
	北杜市	増富ラジウム	11	7	1	3	0	6	5	0	0	0	含放射能二酸化炭素ナトリウム塩化物
			28	5	12	8	3	10	10	8	0	0	ナトリウム・炭酸水素塩・塩化物泉
大月	都留市	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	アルカリ性単純温泉	
	大月市	3	0	1	1	1	2	1	0	0	0	単純硫黄泉	
	上野原市	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0	ナトリウム-塩化物泉	
	道志村	4	0	3	1	0	3	1	0	0	0	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉	
	西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉	
	小菅村	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉	
	丹波山村	2	1	1	0	0	1	0	1	0	0	アルカリ性単純温泉	
吉田	富士吉田市	4	0	3	0	1	1	3	0	0	0	単純硫黄泉	
	忍野村	3	0	1	0	2	1	2	0	0	0	単純温泉	
	山中湖村	4	0	3	0	1	0	4	0	0	0	単純温泉	
	鳴沢村	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉	
	富士河口湖町	河口湖	4	0	2	2	0	0	3	1	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
		3	0	2	0	1	1	1	1	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉	
合計	29	7	435	127	173	93	42	109	229	97	0		

温泉の状況(平成18年3月31日現在)

資料5 生活排水クリーン処理率

市町村名	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
甲府市	194,052	174,947	358	10,842			186,147	95.9%
富士吉田市	53,761	21,322		6,864			28,186	52.4%
都留市	32,927	6,646		5,108			11,754	35.7%
山梨市	39,205	15,086		4,462			19,548	49.9%
大月市	30,940	4,973		5,899			10,872	35.1%
韮崎市	32,296	12,302		3,970	316		16,588	51.4%
南アルプス市	72,776	25,601	486	11,984	991		39,062	53.7%
北杜市	50,135	28,258	10,733	8,129			47,120	94.0%
甲斐市	72,744	40,066	155	1,447	2,590		44,258	60.8%
笛吹市	71,377	35,676		9,867			45,543	63.8%
上野原市	28,293	5,145		6,562			11,707	41.4%
甲州市	37,132	15,747		3,534			19,281	51.9%
中央市	30,036	15,309	3,472	2,375	3,196		24,352	81.1%
芦川村	553		553	0			553	100.0%
市川三郷町	18,564	13,098	548	999			14,645	78.9%
増穂町	13,226	7,459		1,055			8,514	64.4%
鯉沢町	4,267	2,663	111	226			3,000	70.3%
早川町	1,574	80	72	994			1,146	72.8%
身延町	16,657	4,423	127	2,525		42	7,117	42.7%
南部町	10,169			5,361			5,361	52.7%
昭和町	16,420	10,715		1,441			12,156	74.0%
道志村	2,091			940			940	45.0%
西桂町	4,908	1,059		843			1,902	38.8%
忍野村	8,617	5,055		2,501			7,556	87.7%
山中湖村	5,984	4,161		1,380			5,541	92.6%
鳴沢村	3,150			1,847			1,847	58.6%
富士河口湖町	25,605	15,300		2,744	129		18,173	71.0%
小菅村	960	889	70	1			960	100.0%
丹波山村	820	784		14		21	819	99.9%
合計	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6%

生活排水クリーン処理率(平成18年3月31日現在)

各処理施設の数値は、処理施設の使用人口を表す。

総人口:住民基本台帳人口から引用。

下水道:下水道事業による処理区域内人口から引用。

農業集落排水処理:農業集落排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

合併処理浄化槽:「合併処理浄化槽等処理人口調査」から引用。

コミュニティプラント:「一般廃棄物処理実態調査結果」から引用。

資料6 環境関係表彰受賞者

1 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰) 平成 17 年 6 月

(1)受賞者

個人 池田 まさ(西桂町)

団体 市川大門町立市川東小学校(市川大門町)、道志村商工会女性部(道志村)、リサイクル推進ネットワークひまわり(甲斐市)、エコ・パートナー竜王タウン(甲斐市)、小田川ホテル愛護会(韮崎市)、こぶち消費生活学校(小淵沢町)、富士見町緑化推進委員会(富士吉田市)、特定非営利法人富士に学ぶ会(富士吉田市)、社団法人日本ダストコントロール協会山梨地区(昭和町)

(2)受賞理由

多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

2 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～(財)日本鳥類保護連盟会長褒状 平成 18 年 3 月

2 - 1

(1)受賞者

藤原 正貴

(2)受賞理由

日本野鳥の会会員として 25 年間にわたり野鳥保護活動、とりわけ啓蒙普及活動に尽力した。

2 - 2

(1)受賞者

身延町立下部小学校

(2)受賞理由

学区内を流れる常葉川で、淡水魚、水生昆虫及び水辺植物の観察会を長年行い、自然保護学習を実践してきた。

3 平成 17 年度県政功績者表彰 平成 17 年 11 月

(1)受賞者

特定非営利活動法人日本高山植物保護協会

(2)受賞理由

長年にわたり、県内山岳地をはじめ全国の高山地域での高山植物保護フォーラムの開催、持ち帰りトイレやゴミ持ち帰り活動等を通じて、高山植物保護思想の普及や自然環境保全活動への理解と賛同の和を全国に広げ、山梨県高山植物の保護に関する条例の推進に寄与するとともに、協会の活動が「種の保存法」制定や全国の希少野生動植物保護条例制定の原動力になるなど、希少野生動植物保護行政への貢献に尽力した。

資料7 平成17年度環境年表

年月日	事 項
17.6.5	環境月間中(5月30日～6月30日)に、県や各市町村、企業等で多くの環境関連行事が実施された。6月5日「環境の日」記念行事として、「環境フォーラムinやまなし」が開催され、記念講演や一日森林環境部長の委嘱等が行われた。
17.6.21	山梨県地球温暖化防止活動推進員を委嘱(委嘱式)。...市町村長の推薦により117人を委嘱し、住民一人ひとりに身近にできる取組など、草の根的な啓発を行い、地域での実践的な行動を促す推進員
17.7	日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力を登録した。(216名)
17.9.13	「グリーン購入フォーラム」を開催し、環境にやさしい消費行動(グリーン購入)の取組事例を紹介した。
17.9.29	北杜市須玉町日向地区の民間産業廃棄物処分場に、産業廃棄物約13万立方メートルが放置された問題で、県は特定産業廃棄物特別措置法に基づく行政執行工事を実施し完了した。
17.10.1	アイドリングストップが条例(山梨県生活環境保全条例)で義務づけられ、10月1日施行されたことと、エコドライブ運動の普及啓発を図るため、甲府駅前でキャンペーンを行った。
18.2	県有林管理の基本方針や重点計画事項を定めた「県有林管理計画」を策定した。
18.2	廃棄物等の発生抑制等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山梨県廃棄物総合計画」を策定した。
18.3.22	富士箱根伊豆国立公園本栖湖(富士河口湖町・身延町)において、自然公園法に基づく動力船等乗り入れ規制を開始した。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

長期間の使用ができること。

再使用が可能であること。

リサイクルが可能であること。

再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断

の基準、調達目標等を毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、第三者機関が認証する下記の環境ラベルや各種団体で作成しているカタログ等で環境に配慮した製品であることの認定を受けた製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環境ラベル	・エコマーク(日本環境協会)
	・グリーンマーク(古紙再生促進センター)
	・国際エネルギースターロゴ (「国際エネルギースタープログラム」基準適応)
	・再生PET樹脂リサイクル推奨マーク (PETボトルリサイクル推進協議会)
	・牛乳パック再利用マーク (全国牛乳パックの再利用を考える連絡会)
カタログ	・再生紙使用マーク(ごみゼロパートナーシップ会議)
	・商品選択のための環境データベース (グリーン購入ネットワーク)
	・省エネ性能カタログ (省エネルギーセンター)

2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。

3) 調達しようとする品目に、「山梨県リサイクル認定製品」がある場合は、認定製品の調達に努めるものとする。

4) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。

2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

平成17年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
紙類 (10)	情報用紙 コピー用紙 フォーム印刷 インクジェットカラープリンター用塗工紙 ジアソ感光紙	古紙バルブ配合率100%かつ白色度70%程度以下 古紙バルブ配合率50%以上かつ白色度80%程度以下 古紙バルブ配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。 古紙バルブ配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	印刷用紙 1色刷り 多色刷り 封筒 窓あき封筒	古紙バルブ配合率100%かつ白色度70%程度以下 古紙バルブ配合率40%以上、または、再生コート紙使用 できるだけ古紙バルブ配合率100%に近いもの 古紙バルブ配合率40%以上(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。)		
	衛生用紙 トイレトペーパー ティッシュペーパー	古紙バルブ配合率100% 古紙バルブ配合率100%		
納入印刷物 (1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。 塗工紙については、塗工量ができるだけ少ない軽量コート紙などを使用すること。	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%とする。
文具類 (71)	文具共通	紙製品については、できるだけ古紙バルブ配合率100%に近いもの。 プラスチック製品については、再生プラスチック使用のもの。 木製品については、間伐材などの木材を使用のもの。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン サインペン 鉛筆 定規 トレイ 連射式クリップ(本体) ファイル バインダー クリヤーホルダー クリヤーブック カードケース 綴込表紙 工書用アルバム 用箋挟 インテックス OHPフィルム 修正液 修正テープ 消しゴム 付箋紙 ノート メモ帳 ステープラー のり(固形) のり(液体) 補充用を含む のり(テープ) カッターナイフ はさみ マグネット(玉・バー) スタンプ台 朱肉 つづりひも ペーパーパッチ マチ付封筒 テープカッター パンチ レターケース ブックスタンド 鉛筆削り OAクリーナー(ウェットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) マウスパット ごみ箱 ガムテープ(クラフト) ガムテープ(布) 回転ゴム印 ステープラー針リムーバー ペンスタンド クリップケース 紙めぐりクリーム OAフィルター(デスクトップ(CRT液晶)用) カッティングマット デスクマット 絵筆	軸に再生材使用 ケースに再生材使用 軸に再生材使用、または、芯が交換できること 軸に再生材使用、または、消耗品が交換 補充できること 軸に再生材使用 軸に木の端材、または、再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 表紙が古紙バルブ配合率100%、または、樹脂製とじ具で廃棄時に分別可廃棄時に分別可能 再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること 再生材使用 再生材使用 芯材が古紙バルブ配合率100% 表紙が古紙バルブ配合率90%、または、台紙が古紙バルブ配合率100% 芯材が古紙バルブ配合率100%、または、廃棄時に分別可能 古紙バルブ配合率100%、または、可溶性粘着材使用 再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること 軸に再生材使用 本体に再生材使用 材質に再生材使用、または、ケースが古紙配合 古紙バルブ配合率100% 表紙古紙バルブ配合率100%、または、中紙古紙バルブ配合率80%(白色度70%) 表紙古紙バルブ配合率100%、または、中紙古紙バルブ配合率80%(白色度70%) 本体に再生材使用 容器に再生品使用、または、消耗品が交換できること。 容器に再生品使用、または、内容物が補充できること 消耗品が交換できること 本体に再生材使用 廃棄時に分別可能 再生材使用 本体に再生材使用 本体に再生材使用、または、液が補充できること。 再生材使用 可溶性粘着材使用、または、再生処理可能 古紙バルブ配合率30%以上 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 容器に再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。

平成17年度特定調達品目一覧

〔調達目標を掲げて取り組む品目〕

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	タックラベル 黒板拭き ホワイトボード用イレイザー 額縁 缶・ボトルつぶし機 名札(衣服取付・首下げ型) 丸歯式紙裁断機 両面粘着紙テープ 製本テープ メディアケース ファイリング用品 ゴム印 付箋フィルム OAクリーナー(エアータイフ)	古紙パルプ配合率100% 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 古紙パルプ配合率40%以上 古紙パルプ配合率50%以上 再生材使用 紙製品については古紙パルプ配合率70%以上 再生材、または、間伐材などの木材使用 再生材使用、または、水溶性または水分散型の粘着材が使用されていること オゾン層を破壊する物質が含まれていないこと。		
機器類	(11) 機器類共通	金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、再生プラスチックが使用されていること。 木質の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。 紙の場合は、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード 傘立て コートハンガー ベッドフレーム		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
OA機器	(8) OA機器類共通	使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。 分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	コピー機	古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能。 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を除く)、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)にあつては、国際エネルギースタープログラムに適合していること。または、エコマーク認定を受けていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)、または当該年度より新たにリース契約を行うものの総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	プリンタ	古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	スキャナ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	磁気ディスク装置	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ディスプレイ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	シュレッダー	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	デジタル印刷機	古紙パルプ配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
家電製品	(4) 家電製品共通	資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気冷蔵庫等	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 使用時の消費電力量が少ないこと。 塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。(ノンフロン)	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	エアコンディショナー等	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 使用時の消費電力量が少ないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。		
	電気便座	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ストーブ(ガス又は灯油燃料)	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
温水器等	(4) 温水器等共通	分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気給湯器	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 使用時の消費電力量が少ないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	ガス温水器	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	石油温水器	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ガス調理機器	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		

平成17年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
(2)	照明 蛍光灯照明器具	・Hインバータ方式器具であること、または、エネルギー消費効率が高く、省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	蛍光灯(直管型・大きさの区分 40型蛍光灯)	H形であること、または、ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、ランプ効率が高く、寿命が長いこと。		
(1)	消火器 粉末(ABC)消火器	・消火剤に、再生薬剤が40%以上使用されていること。 ・製品の回収及び再利用又は再生利用に配慮されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	制服 作業服	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること または、エコマーク認定を受けた製品であること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
(5)	インテリア 寝装 インテリア 寝装共通	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること または、エコマーク認定を受けた製品であること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	カーテン カーペット 毛布 ふとん マットレス		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
(1)	作業用手袋 作業手袋	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。 または、エコマーク認定を受けた製品であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	その他繊維製品 集会用テント ブルーシート 防球ネット	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンを使用したもの、または、何度でも再生可能な繊維を使用した再生品・再生可能品とすること または、エコマーク認定を受けた製品であること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
(1)	自動車 行政事務用自動車	「県有車両への低公害車導入方針(第3次計画)」に掲げられている自動車	当該年度の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の調達台数の割合とする。	100%とする。

【調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標	
(12)	公共工事 (資材) 再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	・合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材 かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・室内の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。	公共事業における、資材の調達予定や実績の把握を進める中で、目標の立て方について検討する。		
	陶磁器質タイル	陶磁器質タイルで、原料に再生材を用いているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。			
	高炉セメント	高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。			
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。			
	再生加熱アスファルト混合物 再生骨材等	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。			
	小径丸木材 間伐材	間伐材であつて、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。			
	下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料	・製品に含まれる有害物質の含有量(割合)がヒ素0.005%・カドニウム0.0005%・水銀0.0002%・ニッケル0.03%・クロム0.05%・鉛0.01%以下であること。 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 ・植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ・有機物の含有率(乾物)35%以上 炭素窒素20以下・pH8.5以下 水分50%以下 窒素全量(現物)0.8%以上 りん酸全量(現物)1.0%以上 アルカリ分(現物)15%以下であること。			
	(建設機械)	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総施第225号)」に定める排出ガス基準値」以下のものであること。		
		低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が「低騒音型 低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)」に定める基準値」以下のものであること。		

資料9 主な環境基準等

1 大気汚染に係る環境基準等

(1)大気汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/%以下であり、かつ1時間値が0.20mg/%以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法または電量法、紫外線吸収法エチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2)二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準(平成9年、環境庁告示第4号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg / m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年、環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg - TEQ / ㍉以下	日本工業規格K0312に定める方法
水質の底質	150pg - TEQ / g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002		

人の健康の保護に関する環境基準 単位; mg / ㍉

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和 48 年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事に類型指定が委任されている水域)については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正:平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われた。

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ㍩以下	25 mg / ㍩以下	7.5 mg / ㍩以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg / ㍩以下	同上	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ㍩以下	同上	5 mg / ㍩以上	5,000MPN/100<以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ㍩以下	50 mg / ㍩以下	同上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ㍩以下	100 mg / ㍩以下	2 mg / ㍩以上	-
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg / ㍩以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	-

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ㍩以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - " 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - " 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上8.5 以下	1 mg / ㍩以下	1 mg / ㍩以下	7.5 mg / ㍩以上	50MPN/100<以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg / ㍩以下	5 mg / ㍩以下	同上	1,000MPN/100<以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg / ㍩以下	15 mg / ㍩以下	5 mg / ㍩以上	-
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.0 以上8.5 以下	8 mg / ㍩以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / ㍩以上	-

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg / ㍩以上。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - " 3級:コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第 27 号(平成 10 年 6 月 1 日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	A A	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第 21 号(昭和 48 年 3 月 31 日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	A A	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	A A	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県告示第 153 号(昭和 49 年 4 月 1 日)、改正 山梨県告示第 131 号の 4(平成 7 年 3 月 30 日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	A A	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ
濁川(全域)	C	ハ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ
平等川(全域)	B	イ
重川(全域)	B	イ
日川(全域)	A	イ
滝沢川(全域)	B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	C	ハ
鶴川(全域)	A	イ
笹子川(全域)	A	イ
朝日川(全域)	A	イ
柄杓流川(全域)	A	ハ
宮川(相模川に合流するものの全域)	B	ロ

山中湖(全域)	湖沼 A	イ
河口湖(全域)	湖沼 A	イ
西湖(全域)	湖沼 A	イ
精進湖(全域)	湖沼 A	イ
本栖湖(全域)	湖沼 A A	イ

- (注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 (1)「イ」は、直ちに達成
 (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
 (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4)山梨県生活環境の保全に関する条例第20条関係特別規制基準

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メルシメトン及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1リットルにつき0.1mg	検出されないこと。	1リットルにつき0.05mg	1リットルにつき0.05mg	新設にあっては、1リットルにつき1mg 既設にあっては、1リットルにつき5mg

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号、以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場(同日において設置の工事を行っているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事を行っているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあっては、新設とする。)をいう。
- ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であって、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。

項目及び許容限度				生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質 量	ノルマル キサン抽出物質 含有量 (動植物 油脂類 含有量)	フェ ノール 類含 有量	銅含 有量	亜鉛 含有 量	溶解 性鉄 含有 量	溶解 性マン ガン含 有量	クロム 含有 量	大腸菌 群数	
区分		適用水域	1日当 たりの平均 的な排出 水の量	(mg/リ ットル)	(mg/リ ットル)	(mg/リ ットル)	(mg/リ ットル)	(mg/ リット ル)	(mg/ リット ル)	(mg/ リット ル)	(mg/ リット ル)	(mg/ リット ル)	(mg/ リット ル)	(個/ cm ³)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
		新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1,000	
	畜産農業又はサ・ビス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5以上	80(60)	80(60)	150(120)								
			上記以外の公共用水域	7.5以上 50未満	140(110)	140(110)	180(140)								
		既設	全公共用水域	7.5以上 50未満	80(60)	80(60)	150(120)								
	旅館業	新設	全公共用水域	20以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
			自然公園区域内の水域	20以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
		既設	上記以外の公共用水域	20以上 50未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
			50以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000	
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

有害物質以外のものに係る排水基準

府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

備考

- 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
山中湖・河口湖・西湖・精進湖・本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

4 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壌汚染対策法の指定基準			土壌汚染に係る 環境基準 (mg/kg)
	区分	土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/kg)	
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロパン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン			0.03以下	0.03以下
ベンゼン			0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物			重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下
六価クロム化合物	250以下	0.05以下		0.05以下
シアン化合物	遊離シアンとして 50以下	検出されないこと		検出されないこと
水銀及びその化合物	15以下	0.0005以下		0.0005以下
うちアルキル水銀		検出されないこと		検出されないこと
セレン及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
鉛及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下
砒素及びその化合物	150以下	0.01以下		0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物	4,000以下	0.8以下		0.8以下
ほう素及びその化合物	4,000以下	1以下		1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下	0.003以下
チラム			0.006以下	0.006以下
チオベンカルブ			0.02以下	0.02以下
PCB			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg

5 騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の斜線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考:車線とは1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川

三郷町、増穂町、身延町、昭和町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

時間区分	昼間	朝、夕	夜間
	午後8時から	午前6時から午前8時まで	午後10時から翌日の
区域区分	午後7時まで	午後7時から午後10時まで	午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 注) 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)
 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)
 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)
 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

図面省略

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

○自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(甲府市にあっては市長)が定める区域(平成12年県告示第161号、平成12年甲府市告示第208号)

区分	該当地域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)において定める区域をいう。

2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

騒音規制法指定地域(26市町村)(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 悪臭に係る規制基準等

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号、平成16年甲府市告示第407号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

- (注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域
 2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域
 3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域
 図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

悪臭防止法指定地域(25市町村)(平成16年県告示第496号、平成16年甲府市告示第407号))

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

7 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱における指定地域

第1種地下水採取適正化地域(14市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域)

甲府市(梯町及び古閑町を除く全域)、富士吉田市、山梨市(旧山梨市の全域)、韮崎市(上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域)、北杜市(旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町及び旧小淵沢町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾)、甲斐市(旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷)、笛吹市、中央市(旧玉穂町及び旧田富町の全域)、市川三郷町(市川大門、高田及び印沢のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域)、増穂町(旧増穂町全域)、早川町(奈良田、西山温泉及び上湯島)、昭和町、鳴沢村、富士河口湖町(船津、小立及び勝山)

第2種地下水採取適正化地域(13市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域)

甲府市(梯町及び古閑町)、都留市、大月市、韮崎市(旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域)、南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域)、北杜市(旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域)、甲斐市(旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域)、上野原市(旧上野原町の全域)、甲州市(旧大和村を除く全域)、増穂町(旧増穂町を除く全域)、身延町(旧身延町の全域)、西桂町、富士河口湖町(長浜)

資料 10 主な環境関係100選

1 名水百選(昭和 60 年選定 環境省)

- ・忍野八海(湧水) 南都留郡忍野村
- ・ハヶ岳南麓高原湧水群(湧水) 北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町・小淵沢町)
- ・白州ノ尾白川(河川) 北杜市(選定当時:北巨摩郡白州町)

2 ふるさといきものの里 100 選(平成元年選定 環境省)

- ・国蝶オオムラサキ観察遊歩道 北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町)
- ・ホタルの里一色 南巨摩郡身延町(選定当時:西八代郡下部町)
- ・小田川ほたるの里 韮崎市

3 日本の滝百選(平成 2 年選定 日本の滝百選選定委員会:緑の地球防衛基金ほか)

- ・七ツ釜五段の滝 山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
- ・北精進ヶ滝 北杜市(選定当時:北巨摩郡武川村)
- ・仙娥滝 甲府市

4 水源の森百選(平成 7 年選定 林野庁)

- ・御岳昇仙峡水源の森 甲府市他
- ・笛吹川水源の森 山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
- ・小金沢水源の森 大月市
- ・東京水道水源林 甲州市(選定当時:塩山市)、丹波山村、小菅村
- ・横浜市有道志水源かん養林 南都留郡道志村

5 残したい“日本の音風景 100 選”(平成 8 年選定 環境省)

- ・富士山麓・西湖畔の野鳥の森 南都留郡足和田村
分類:鳥 西湖の周辺は、富士山の雄姿を間近に眺められ、野鳥が多い。野鳥の森公園ではヤマガラ、コガラ等、青木ヶ原の散策路ではホトトギス、ジュウイチ、ミソサザイ等の声を聞くことができる。

6 かおり風景 100 選(平成 13 年選定 環境省)

- ・勝沼 一宮のぶどう畑とワイン 甲州市(選定当時:東山梨郡勝沼町)、笛吹市(選定当時:東八代郡一宮町)

(概要)地域全域にブドウ畑が広がる。また、ワイナリーでは、醸造の際に、ブドウや樽のかおりが広がる。国内産ワインの生産高の多くに占める。JR勝沼ぶどう郷駅で降りると勝沼町から一宮町にかけてブドウ畑が広がり、山梨独特の風景である。

資料 11 環境行政の推進体制

1 本県の環境行政推進組織の推移(平成 17 年度まで)(森林環境総務課)

年月	本 庁	出 先 機 関
昭和 40.5	庁内連絡機関として公害対策連絡会議を設置	
44.4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置	
45.4	厚生部に公害課を設置	衛生研究所に公害科を設置
	庶務企画係	
	公害第1係	
	公害第2係	
47.4		甲府・吉田の保健所に環境整備係(公害担当を設置
		日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に公害担当職員を配置
49.4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置
		吉田保健所に環境整備公害係を設置
		日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置
50.4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更
		衛生公害研究所に公害第一科、公害第二科を設置
55.4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置(係廃止による。)
59.4		衛生公害研究所の公害第一課、公害第二課
		環境科学課を統合し公害研究専門部を設置
平成 4.4	環境局を新設し、環境総務課・環境保全課・廃棄物対策課・景観自然保護課の4課体制となる	
4.11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究機関設置準備室として、課内室となる。	
5.4	環境科学研究機関設置準備室が環境総務課から分離し、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置
7.4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更	
9.4	環境活動推進課を設置	
	環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置	
	同チームを廃止し、広域化担当を設置	
11.4	廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置	環境科学研究所を設置
12.4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。	
13.4		出先機関の見直しを図り、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部環境課を設置
14.4	環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更
16.4	環境整備課内に廃棄物不法投棄対策室を設置	
	再資源化システム推進室を廃止	
	環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更	

2 環境関係審議会等の設置状況(森林環境総務課)

名称	委員の構成(オブザーバーを除く)		定数(現委員数)	根拠法令等	備考
山梨県環境保全審議会	学識経験者	28	30人(30人)	・環境基本法(法第43条) ・自然環境保全法(法第51条) ・山梨県附属機関の設置に関する条例	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
	市町村長	2			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
	その他	0			
山梨県環境影響評価等技術審議会	学識経験者	15	15人(15人)	山梨県環境影響評価条例(条例第47条)	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
	その他	0			
公害審査委員候補者	学識経験者	12	12人(12人)	公害紛争処理法(法第18条)	
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
	その他	0			

審議会等の設置状況

山梨県環境保全審議会(平成17年11月現在)(任期:H16.11.10~H18.11.9)

職	氏名	所属等
会長	中村 文雄	山梨大学名誉教授
副会長	飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長
委員	赤岡 和代	山梨県商工会連合会女性部連合会長
委員	石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
委員	石田 高	山梨大学名誉教授
委員	岩附 正明	山梨大学名誉教授
委員	牛沢 正博	山梨県農業協同組合中央会専務理事
委員	小佐野 常夫	山梨県町村会副会長(富士河口湖町長)
委員	風間 ふたば	山梨大学助教授(大学院医学工学総合研究部)
委員	金子 栄廣	山梨大学教授(大学院医学工学総合研究部)
委員	岸 コキ	韮崎市文化ホール館長
委員	近藤 博文	環境省 環境カウンセラー
委員	佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長
委員	塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館館長
委員	篠原 滋美	河口湖フィールドセンター館長
委員	堤 マサエ	山梨県立大学国際政策学部教授
委員	内藤 順造	山梨県山岳連盟会長
委員	中井 道夫	山梨学院大学法学部教授
委員	中込 司郎	山梨県植物研究会長
委員	中込 博	弁護士
委員	中村 司	山梨大学名誉教授
委員	西室 覚	山梨県市長会理事(大月市長)
委員	野沢 久	日本野鳥の会甲府支部 やまなし野鳥の会事務局長
委員	堀内 直人	山梨県森林組合連合会代表理事会長
委員	湯本 光子	八幡小学校教諭
委員	若林 千賀子	(社)日本環境教育フォーラム理事
委員	渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会長
委員	渡辺 勝美	山梨県猟友会長
委員	渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会専務理事
委員	渡邊 建一	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長(鳴沢村長)

専門委員

所属等	部会
湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
大月旅館組合	温泉部会
石和温泉旅館協同組合	温泉部会
甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
下部旅館振興協同組合	温泉部会
松波 淳也(法政大学経済学部教授)	廃棄物部会
細見 正明(東京農工大学工学部教授)	廃棄物部会
山田 正人(国立環境研究所 廃棄物研究センター主任研究員)	廃棄物部会
古屋 昶(山梨県産業廃棄物協会会長)	廃棄物部会
平井 成子(全国牛乳パック再利用を考える連絡会代表)	廃棄物部会

山梨県環境影響評価等技術審議会（平成 18 年 9 月現在）（任期：H16.12.15～H18.12.14）

（みどり自然課）

氏名	所属等
工藤 泰子	(財)日本気象協会調査部環境調査課副参事
片谷 教孝	山梨大学大学院 医学工学総合研究部助教授
坂本 康	山梨大学教授(工学部)
平林 公男	信州大学助教授(繊維学部)
山下 恭弘	信州大学教授(工学部)
福原 博篤	国立音楽大学講師
田中 収	地下水資源の保全・活用に係る研究協議会会長
杉山憲子	三井金属資源開発環境事業部長補佐
鈴木 邦雄	横浜国立大学院教授
中込 司郎	山梨県植物研究会会長
湯本 光子	山梨市立八幡小学校教諭
柿澤 亮三	(財)山階鳥類研究所 副所長兼研究部長
池田 清彦	早稲田大学教授(国際教養学部)
石井 信行	山梨大学講師(工学部)
田中 章	武蔵野工業大学助教授(環境情報学部)

山梨県公害審査委員候補者（平成 18 年 11 月現在）（任期：H18.3.11～H19.3.10）

（大気水質保全課）

氏名	所属等
原 美千子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
雨宮由美子	(株)山梨県環境科学検査センター情報室長
佐藤 章夫	労働福祉事業団 山梨産業保健推進センター所長
妻鹿 絢子	山梨大学教育人間科学部教授
祢津 光廣	山梨県立中央病院医療局検査部長
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	山梨大学大学院助教授
平山けい子	山梨大学工学部助手
石井由己雄	山梨県建設産業団体連合会
山下 恭弘	信州大学工学部教授

3 環境保全のための広域的協力推進体制

(1)全国大気汚染防止連絡協議会（大気水質保全課）

（47 都道府県、83 政令市、東京都 23 特別区）

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和 38 年 12 月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

(2)全国湖沼環境保全対策推進協議会（大気水質保全課）

（湖沼を有する都道府県）

湖沼の環境保全対策の推進を図ることを目的に、昭和 56 年 9 月に設置され、湖沼の環境保全対

策について検討、情報交換などを行っている。

(3)全国生活排水対策連絡協議会(大気水質保全課)

(47 都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和55年9月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

(4)関東地方知事会「関東地方環境対策推進本部」(大気水質保全課)(循環型社会推進課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の会の下部組織として設置された「関東地方公害対策推進本部」が、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組された。テーマごとに関係都県が構成する各部会を設置し、情報交換、調査研究を行うとともに、環境保全に関する施策を推進している。本県が参加している部会は次のとおりである。

(a)大気環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進に向け設置され情報交換、各種調査を行っている。

(b)水環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

水質保全対策を目的として設置され、情報交換、各種調査を行っている。

(c)有害化学物質特別部会(大気水質保全課)(1都9県)

有害化学物質対策に関する情報交換、各種調査を行っている。

(d)地球温暖化対策特別部会(循環型社会推進課)(1都9県)

地球温暖化対策に共同して取り組むため、情報交換や各種調査を行っている。

(5)関東甲信越静環境美化推進連絡協議会(循環型社会推進課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和55年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和56年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和57年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱し、昭和58年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて報告し、共同研究を終了した。昭和59年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成8年に新潟県が加入し、平成9年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更し、関東地方統一美化キャンペーンの推進母体としている。

(6)関東地方水質汚濁対策連絡協議会(大気水質保全課)

(国土交通省、水資源開発公団、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉、さいたまの4市)

昭和45年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に資することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。本

県は、53 年度から加入し、多摩川・鶴見川・相模川部会及び富士川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

(7)関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会(環境整備課)

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋の11市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和 50 年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び政令市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

(8)産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム 27)(廃棄物不法投棄対策室)

(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の1都11県及び千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、宇都宮、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋の15市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成 12 年 11 月に設置され、連携して広域監視を行っている。

(9)秩父多摩甲斐国立公園協議会(みどり自然課)

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和 25 年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画及び事業その他自然保護に関する重要事項について研究協議、共同事業を行っている。

(10)南アルプス国立公園連絡協議会(みどり自然課)

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和 39 年 6 月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和 40 年 1 月に設置され、公園の管理、運営について情報交換、共同事業を行っている。

4 市町村の環境行政(森林環境総務課)

(1)環境行政組織

地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、その地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。

市町村名	担当部署	電話番号
甲府市	環境部環境総室環境保全課	055-241-4312
富士吉田市	市民生活部環境政策課	0555-22-0030
都留市	市民部地域振興課	0554-43-1111
山梨市	環境課	0553-22-1111
大月市	まちづくり推進課	0554-21-5100
韮崎市	市民生活部 市民課 環境保全担当	0551-22-1111
南アルプス市	市民部環境課	055-282-6097
北杜市	生活環境部 環境課	0551-42-1341
甲斐市	環境経済部環境課	0551-20-3653
笛吹市	市民環境部 環境課	055-262-4111
上野原市	生活環境課	0554-62-3114
甲州市	市民生活部 環境課	0553-33-4404
中央市	市民部 環境課	055-274-8543
市川三郷町	生活環境課	055-272-6092
増穂町	税務町民課生活環境担当	0556-22-7209
鯉沢町	民生課衛生係	0556-22-2151
早川町	町民課	0556-45-2511
身延町	環境下水道課	0556-42-4814
南部町	水道環境課	0556-66-3407
昭和町	環境衛生課	055-275-2111
道志村	住民健康課	0554-52-2113
西桂町	住民福祉課	0555-25-2121
忍野村	保健衛生課	0555-84-7795
山中湖村	環境衛生課	0555-62-5374
鳴沢村	企画課	0555-85-2311
富士河口湖町	環境課	0555-72-3169
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211

市町村環境担当組織(平成18年11月現在)

(2)市町村環境関係審議会設置状況(平成18年4月1日現在)

環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、以下の市町村が環境関係審議会を設置している。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、鯉沢町、身延町、南部町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

(3)市町村における条例等の制定状況(平成18年4月1日現在)

法律及び条例による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策及び環境保全行政を推進するため条例等を制定している。

市町村名	環境関連条例の状況		
	条例名称	条例制定年月日	条例改正年月日
甲府市	甲府市環境基本条例	平成13年3月23日	
	甲府市公害防止条例	昭和46年7月12日	
	甲府市環境の美化に関する条例	平成14年3月27日	
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成5年6月28日	平成16年3月25日
富士吉田市	富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例	平成12年6月30日	
	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成7年3月31日	平成16年12月24日
	富士吉田市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	昭和52年6月23日	
	富士吉田市騒音防止条例	昭和28年12月1日	
	富士吉田市環境基本条例	平成17年3月24日	
都留市	都留市まちをきれいにする条例	平成12年4月1日	
	都留市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	平成12年4月1日	
	都留市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成14年3月27日	
	都留市環境基本条例	平成18年3月28日	
山梨市	山梨市環境基本条例	平成17年4月25日	
	山梨市公害防止条例	平成17年3月22日	
	山梨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年3月22日	
	山梨市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年3月22日	
大月市	大月市騒音防止条例	昭和35年1月7日	
	大月市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年2月1日	
	大月市土砂等による土地の埋め立て等に関する条例	平成9年3月28日	
	大月市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和47年	平成10年3月27日
韮崎市	韮崎市環境基本条例	平成14年9月25日	
	韮崎市公害防止条例	昭和61年3月27日	平成14年9月25日
	韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成12年3月21日	
	韮崎市アイドリングストップ条例	平成15年12月12日	
	韮崎市環境美化推進条例	平成17年12月15日	
南アルプス市	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年4月1日	平成16年3月30日
	南アルプス市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年4月1日	
	南アルプス市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成15年4月1日	
北杜市	北杜市公害防止条例	平成16年11月1日	
	北杜市まちをきれいにする条例	平成16年11月1日	
	北杜市あき地の適正な管理に関する条例	平成16年11月1日	
	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成16年11月1日	
	北杜市地下水採取の適正化に関する条例	平成16年11月1日	
甲斐市	甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年9月1日	
	甲斐市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成16年9月1日	
	甲斐市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年9月1日	

市町村名	環境関連条例の状況		
	条例名称	条例制定年月日	条例改正年月日
笛吹市	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成16年10月12日	
	笛吹市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成16年10月12日	
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	平成16年10月12日	
	笛吹市騒音防止条例	平成16年10月12日	
	笛吹市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年10月12日	
上野原市	上野原市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年2月13日	
	上野原市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	平成16年2月13日	
	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年2月13日	
甲州市	甲州市環境基本条例	平成18年4月1日	
	甲州市公害防止条例	平成18年4月1日	
	甲州市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年11月1日	
中央市	中央市環境基本条例	平成18年2月20日	
	中央市環境保全整備に関する条例	平成18年2月21日	
	中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成18年2月22日	
	中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成18年2月23日	
	中央市犬取締条例	平成18年2月24日	
	中央市地下水採取の適正化に関する条例	平成18年2月25日	
市川三郷町	市川三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年10月1日	
	市川三郷町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成17年10月1日	
	市川三郷町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年10月1日	
増穂町	増穂町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年11月1日	
鯉沢町	鯉沢町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年9月29日	
早川町	早川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年9月22日	
身延町	身延町自然環境保全条例	平成16年9月13日	
	身延町公害防止条例	昭和48年4月3日	平成16年9月13日
	身延町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月10日	平成16年9月13日
	身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和59年10月10日	平成16年9月13日
南部町	南部町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月2日	平成15年3月1日
昭和町	昭和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和53年3月22日	平成9年4月1日
	昭和町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月24日	
	昭和町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	昭和50年4月1日	
道志村	道志村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月1日	
西桂町	西桂町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月21日	
	西桂町廃棄物等の散乱防止及び回収に関する条例	平成10年3月23日	
	西桂町特定家庭用機器再商品化法に係る引取手数料を徴収する条例	平成13年3月23日	
忍野村	忍野村地下水資源保護条例	平成14年12月16日	
	忍野村土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例	平成14年12月16日	
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	昭和40年7月25日	
鳴沢村	鳴沢村地下水源保護条例	昭和49年7月5日	平成12年3月24日
	鳴沢村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月24日	
富士河口湖町	富士河口湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年11月15日	
	富士河口湖町遊魚税条例	平成15年11月15日	
	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	平成15年11月15日	
	富士河口湖町地下水保全条例	平成15年11月15日	
	富士河口湖町騒音防止条例	平成15年11月15日	
	富士河口湖町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年11月15日	
小菅村	小菅村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月27日	
丹波山村	丹波山村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年3月1日	

5 企業における公害防止体制(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されている。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり 10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり 1,000 立法メートル・以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけている。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり 40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり 10,000 立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけている。

平成 18 年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は右表のとおりである。

	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者
大気関係				55(51)
水質関係				62(49)
騒音関係				6(6)
特定粉じん関係	239	101(95)	1(1)	0(0)
一般粉じん関係				59(45)
振動関係				6(5)
ダイオキシン類関係				0(0)

公害防止管理者等の届出状況

平成 18 年度 やまなしの環境 2006

発行日 平成19年3月

編集発行 山梨県森林環境部

森林環境総務課

甲府市丸の内一丁目6 - 1

TEL 055(237)1111(代)

印刷 有限会社 協和印刷社

甲府市住吉4丁目12 - 24



古紙配合率 100%再生紙を使用しています。

